

R5-10号 光ケーブル等保守業務委託 仕様書

本業務委託は、本仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、高速情報通信環境を改善するため魚沼市（以下「発注者」という。）が魚沼市宇津野、下折立、折立又新田、上折立、大湯温泉、福山新田に敷設したインターネット通信サービス提供用施設のうち光ケーブル幹線伝送路、引込線及び光回線終端装置(ONU)（以下「光ケーブル等」という。）の保守業務を委託するものである。本業務により光ケーブル等の適正な維持管理とともに障害発生時に迅速な対応ができることを目的とする。

2 業務内容

番 号：R5-10号

業 務 名：光ケーブル等保守業務委託

履行期間：366日間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

履行地点：魚沼市内 一円（別添エリア図のとおり）

3 業務項目

3.1 連絡窓口

受注者は、連絡窓口を開設し、24時間366日受付対応すること。

3.2 故障修理作業

故障等が発生した場合、発注者の依頼によって受注者は速やかに現地調査を実施するとともに、応急復旧のための作業を行うこと。作業後、受注者は速やかに対応結果を発注者に書面で報告すること。

応急復旧作業を除く作業は、開庁日の午前9時から午後5時までとし、作業ごとに発注者に請求すること。

3.3 定期点検作業

受注者は、年1回以上、以下の内容で点検をし、結果を発注者へ報告書として提出すること。

(1) 光ケーブル等の目視確認

(2) ケーブル長5km毎（敷設芯数及び接続クロージャージャーにより可変）に現状を写真画像で記録すること。ただし光ケーブルやクロージャージャー及びラッシングロット等に施設の不具合が認められた箇所はその都度記録すること。

(3) 点検作業中に、緊急補修等を要する箇所があった時は、早急に発注者に連絡すること。

3.4 応急復旧機材の維持管理

受注者は、別紙1に記載する応急復旧機材を補完及び管理すること。また、応急復旧で使用した機材は、本業務の範囲内で補充することと。

3.5 除外作業

次の各号の作業は、本業務に含まないものとする。ただし、発注者が必要と認めた場合、発注者及び受注者協議のうえ実施時期、費用等を決定したうえ、受注者はこれらの作業を行う。

- (1) 通常のサービス提供に係る光ケーブル等の新設又は撤去。
- (2) 天災、地変等で受注者の責に帰することのできない原因による修理。
- (3) 光ケーブル等の老朽化に伴う取替え、修理。
- (4) 別紙1に記載する機材以外の機材費の調達。
- (5) 応急復旧作業を除く復旧に係る工事費。

4 業務にあたっての留意事項

4.1 一括再委託等の禁止（委託契約条項を参照）

受注者は、委託業務の処理について、その全部又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

5 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

6 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務組織計画
- (2) 連絡体制（緊急時含む）

7 資料の貸与及び返却

監督員は、業務対象施設に関する図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

8 関係官公庁への手続き等

受注者は、業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

10 地元関係者との交渉等

受注者は、地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示が

ある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

11 成果物の提出

受注者は、業務等が完了したときは、仕様書に示す成果物（仕様書で技術者による確認が定められた場合はその報告書を含む）を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

12 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務等委託契約の変更を行うものとする。

(1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合

13 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし受注者は発注者の承諾を受けずに他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、仕様書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

14 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

15 個人情報の取り扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、業務の実施にあたっては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159条）別記「個人情報取扱特記事項」並びに魚沼市情報セキュリティ基本方針及び対策基準に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

16 安全等の確保

受注者は、本業務に際しては、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本業務遂行中の安全を確保

しなければならない。

17 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

[別紙1]

応急復旧機材の種類及び数量

(1) ケーブル関係

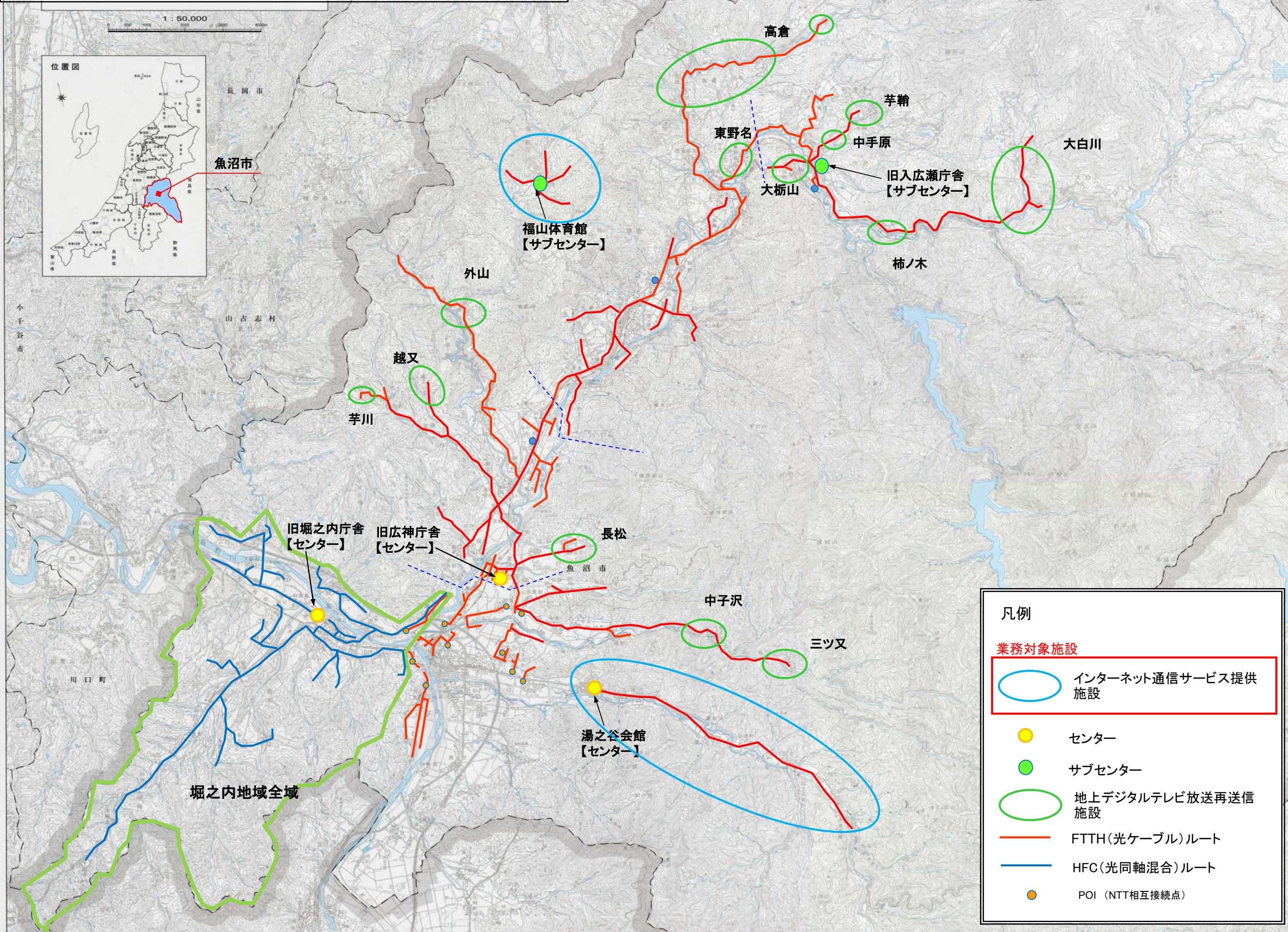
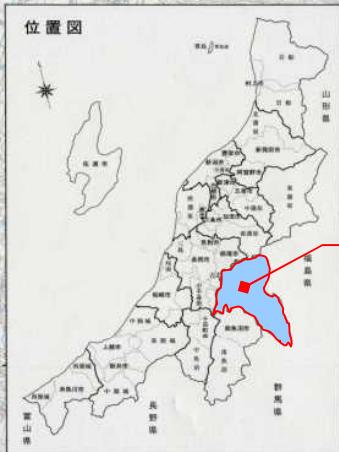
ケーブル線種	単位	保有数	仕様等
光ドロップケーブル	m	500	1 芯
光ケーブル	本	5	両端コネクタ付 1.5m

(2) その他機材関係

項目	単位	保有数	仕様等
壁面用 C 型金物	個	10	CKS
引込線引留具	個	20	SCH
スパイラルハンガー	本	100	φ 35
終端クランプ	個	10	SHEG-2
光コンセント	個	10	露出型
光コンセント用コネクタ	個	10	
光ドロップケーブル接続管	個	10	NC-ODC
ONU	台	4	

光ケーブル等保守業務エリア図

1 : 50,000



凡例

業務対象施設

- インターネット通信サービス提供施設
- センター
- サブセンター
- 地上デジタルテレビ放送再送信施設
- FTTH(光ケーブル)ルート
- HFC(光同軸混合)ルート
- POI (NTT相互接続点)